

新旧対照表

新	旧	備考
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この要領は、<u>福岡県個人情報の保護に関する法律施行条例</u>（令和四年福岡県条例第四十三号。以下「条例」という。）<u>第二十二</u>条の規定に基づき、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）における審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第二条 審議会に、<u>条例第十八</u>条の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 小委員会が行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 審議会及び部会の会議録について、知事に対し福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）に基づく公文書開示請求又は<u>個人情報の保護に関する法律</u>（平成十五年法律第五十三号。以下「法」という。）に基づく<u>保有個人情報開示請求</u>があった場合に、必要に応じて意見を述べること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(諮問書の添付資料)</p> <p>第四条 審議会は、諮問実施機関に対し、諮問書に次の各号（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求にあっては、第二号、第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>一 <u>保有個人情報開示請求書</u>、<u>保有個人情報訂正請求書</u>又は<u>保有個人情報利用停止請求書</u></p> <p>二 <u>保有個人情報開示決定等</u>、<u>訂正決定等</u>又は<u>利用停止決定等</u>に係る通知書</p> <p>三 審査請求書</p> <p>四 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る<u>保有個人情報</u></p> <p>五 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「行服法」という。）</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この要領は、<u>福岡県個人情報保護条例</u>（平成十六年福岡県条例第五十七号。以下「条例」という。）<u>第六十五</u>条の規定に基づき、福岡県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）における審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(部会)</p> <p>第二条 審議会に、<u>条例第五十五</u>条の規定により次の各号に掲げる部会を置き、所掌事務は当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(小委員会)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 小委員会が行う事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 審議会及び部会の会議録について、知事に対し福岡県情報公開条例（平成十三年福岡県条例第五号）に基づく公文書開示請求又は<u>条例</u>に基づく個人情報開示請求があった場合に、必要に応じて意見を述べること。</p> <p>二 (略)</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(諮問書の添付資料)</p> <p>第四条 審議会は、諮問実施機関に対し、諮問書に次の各号（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為に係る審査請求にあっては、第二号、第四号及び第七号を除く。）に掲げる書類の写しの添付を求めるものとする。</p> <p>一 <u>個人情報開示請求書</u>、<u>個人情報訂正請求書</u>又は<u>個人情報利用停止請求書</u>（<u>特定個人情報にあっては、特定個人情報開示請求書、特定個人情報訂正請求書又は特定個人情報利用停止請求書</u>）</p> <p>二 <u>個人情報開示決定等</u>、<u>訂正決定等</u>又は<u>利用停止決定等</u>に係る通知書（<u>特定個人情報にあっては、特定個人情報開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等</u>に係る通知書）</p> <p>三 審査請求書</p> <p>四 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る<u>個人情報</u></p> <p>五 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。以下「法」という。）第</p>	<p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>「個人情報」と「特定個人情報」の様式統合に伴う改正</p>

<p>）第二十九条第二項の弁明書 六 行服法第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書が提出されている場合にあつては、当該反論書又は当該意見書 七 法第八十六条第三項の反対意見書が提出されている場合にあつては、当該反対意見書</p> <p>(存否に関する情報の取扱い) 第五条 審議会は、諮問実施機関から、<u>法第八十一条</u>の規定による不開示決定に係る保有個人情報の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該保有個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴くものとする。</p> <p>(口頭意見陳述) 第六条 審議会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関から、<u>行服法第七十五条第一項</u>の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無及び同条第二項の規定による補佐人を同伴する意思の有無を確認するものとする。 2～5 (略)</p> <p>(提出資料の送付による交付) 第七条 行服法第八十一条第三項において準用する同法第七十八条第一項の規定による交付を求める審査請求人又は参加人が、送付による交付を求めた場合は、当該審査請求人又は当該参加人に送付に要する費用を求めるものとする。 2 前項の送付に要する費用は、郵便切手により納付するものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(会議の公開) 第九条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、<u>条例第二十一条</u>の規定により非公開とされる手続を除き、原則として公開するものとする。 2～8 (略)</p>	<p>二十九条第二項の弁明書 六 <u>法</u>第三十条第一項の反論書又は同条第二項の意見書が提出されている場合にあつては、当該反論書又は当該意見書 七 <u>条例</u>第二十一条第三項の反対意見書が提出されている場合にあつては、当該反対意見書</p> <p>(存否に関する情報の取扱い) 第五条 審議会は、諮問実施機関から、<u>条例第十五条</u>の規定による不開示決定に係る個人情報の存否の取扱いについて特別の配慮を必要とするものである旨の申出を受けた場合において、当該個人情報の存否を明らかにすることを求めようとするときは、当該諮問実施機関の意見を聴くものとする。</p> <p>(口頭意見陳述) 第六条 審議会は、審査請求人、参加人又は諮問実施機関から、<u>条例第五十八条第一項</u>の規定による意見の陳述（以下「口頭意見陳述」という。）を行う意思の有無及び同条第二項の規定による補佐人を同伴する意思の有無を確認するものとする。 2～5 (略)</p> <p>(提出資料等の閲覧等の求めの手続) 第七条 <u>条例第六十一条第一項の規定による閲覧又は写しの交付の求めは、書面によるものとする。</u> 2 <u>審議会は、前項の求めがあつた場合において、承諾するときはその旨並びに閲覧又は写しの交付の日時及び場所を、拒否するときは理由を付してその旨を書面により通知するものとする。</u> 3 前項の場合において、<u>写しの交付を求めた審査請求人又は参加人が写しの郵送を希望するときは、当該審査請求人又は当該参加人に郵送料の負担を求めるものとする。</u></p> <p>(会議の公開) 第九条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、<u>条例第六十三条</u>の規定により非公開とされる手続を除き、原則として公開するものとする。 2～8 (略)</p>	<p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>審議会在行服法第81条第1項の機関と位置づけられることに伴う改正。 第1項、第2項は、行服法施行細則第2条、第3条と重複するため削除</p> <p>根拠条例の変更に伴う改正</p>
---	--	--

<p>(会議録の作成及び公表)</p> <p>第十条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、第一項の会議録(条例<u>第二十一条</u>の規定により非公開とされる手続に係る会議にあつては、第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに議事の概要を記載した書面)を県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>(答申等の内容の公表)</p> <p>第十一条 審議会は、条例<u>第十条第三号、第四号及び第五号</u>の規定により、意見を述べ又は建議等をしたときは、原則としてその内容を公表するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>(会議録の作成及び公表)</p> <p>第十条 審議会は、次の事項を記載した会議録を作成するものとする。</p> <p>一～五 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 審議会は、第一項の会議録(条例<u>第六十三条</u>の規定により非公開とされる手続に係る会議にあつては、第一項第一号から第三号まで及び第五号並びに議事の概要を記載した書面)を県民情報センター及び地区県民情報コーナーで一般の閲覧に供するとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。</p> <p>(答申等の内容の公表)</p> <p>第十一条 審議会は、条例<u>第五十一条第二項(第二号を除く。)</u>の規定により、意見を述べ、<u>答申し、又は建議等</u>をしたときは、原則としてその内容を公表するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>別記 (略)</p>	<p>根拠条例の変更に伴う改正</p> <p>根拠条例の変更根拠条例の変更に伴う改正 審議会の所掌事務の変更に伴う改正</p>
--	--	---